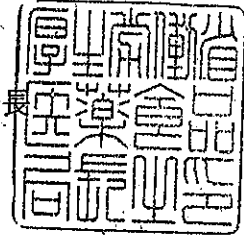




薬食発0629第3号  
平成24年6月29日

各 都道府県知事 殿  
保健所設置市長  
特別区長

厚生労働省医薬食品局長

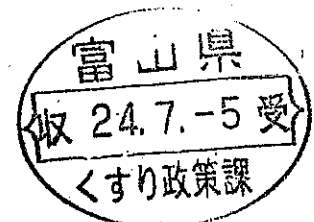


出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第2項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第159条の7第2項第2号の規定に基づき、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第97号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



## 記

### 第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

### 第二 施行日

平成24年7月9日

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小倉山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「外国人に」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三各号に掲げる者」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

(職業安全法施行規則の一部改正)

第二条 職業安全法施行規則(昭和二十二年労働省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」の写しを「の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期滞在留者にあつては住居票の写し(国籍等(住居基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住居票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。))に改める。

(労働士法施行規則の一部改正)

第三条 労働士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、事項「の下に(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住居基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第三号において同じ。))に改め、同条第四項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、又は外国人登録証明書の写し」を削る。

（医療法施行規則の一部改正）

第四条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。  
第十二条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し」を削る。

第五条 次に掲げる法令の規定中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。  
一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部改正  
二 労働安全衛生法及びこれに基づき制定される政令及び指針に関する省令（昭和四十七年労働安全衛生法施行規則）の一部改正

第六条 引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第二項第一号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第五十五号）を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四十条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第五十五号）」に改める。

第七條 水道法施行規則（昭和三十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第十四条の二第二項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し」を削る。  
第十五条の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。  
第十八条第二項第二号及第三号第三項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。  
第五十六条の二第二号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。

第八條 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第一條第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、事項（イ）に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成二十三年法律第七十九号）に定める特別永住者）」を加え、住民基本台帳法第二十條の四十五に規定する「国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する「国籍等」）」に改め、旅券その他の身分を証する書類の写しに改める。

第九條 若狭福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。  
第二條第二項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十條 養老法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。  
第五十九條の七第七項第一号中「外国人登録法（昭和二十七年法律第五十五号）第四十条の三に規定する「国籍等」の写し」を「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成二十三年法律第七十九号）に定める特別永住者）」に改め、住民基本台帳法第二十條の四十五に規定する「国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する「国籍等」）」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）  
第十一条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令二十三号）の一部を次のように改正する。  
第十条第一項第三号中「国籍」を「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二十条第五号に規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九条第二項」を「第十九条第三項前段」に改め、同条第二項中「第三号の二第三項」を「第三号の二第三項前段」に改める。  
第十二条第一項中「いずれかの」を「各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。  
一 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者（以下この条において「中長期在留者」という。） 同法第十九条の三に規定する在留カード（次項第一号において「在留カード」という。）  
二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書（出入国管理及び難民認定法第二十條第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ。）  
第十三条第二項中「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法律第五十四号）第十九条第四項に規定する就労外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書を」次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 中長期在留者 在留カード  
二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法律第五十四号）第十九条第四項の規定による就労外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書  
様式第三号（表面）中「国籍」の次に「旅券」を加え、同様式（裏面）注書きを次のように改める。  
「表面に記載したものは、在留カードを所持する者については①の欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①の欄は旅券又は在留資格証明書、②の欄は旅券、在留資格証明書、就労外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。  
ただし、在留カードを所持しない者については①の欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第二項各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することとできること。

（農業衛生法施行規則の一部改正）  
第十二條 農業衛生法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第一條第二項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、事項（イ）に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成二十三年法律第七十九号）に定める特別永住者）」を加え、住民基本台帳法第二十條の四十五に規定する「国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する「国籍等」）」に改める。

（労働安全衛生法施行規則の一部改正）  
第十四条の二第二項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書の写し」を削る。  
第十五条の二第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。  
第十八条第二項第二号及第三号第三項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。  
第五十六条の二第二号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を削る。







5 新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得者、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失者、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更者、新雇保則百四十六条第一項第二号の雇用保険被保険者資格取得者、マイスタ等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失用マイスタ等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることとする。



改正案	現行
<p>（販売従事登録の申請）            第五百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七條第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（販売従事登録の申請）            第五百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、<u>外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）</u>第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>

